

酒類総合研究所訓令第6号

改訂 平18訓令第27号

改訂 平18訓令第50号

改訂 平19訓令第4号

改訂 平19訓令第17号

改訂 平19訓令第24号

改訂 平20訓令第19号

改訂 平21訓令第3号

改訂 平21訓令第8号

改訂 平21訓令第13号

改訂 平22訓令第6号

改訂 平23訓令第1号

改訂 平23訓令第14号

改訂 平23訓令第19号

改訂 平23訓令第23号

改訂 平25訓令第19号

改訂 平26訓令第3号

改訂 平26訓令第9号

改訂 平27訓令第16号

改訂 平27訓令第29号

改訂 平28訓令第4号

改訂 平28訓令第8号

改訂 平28訓令第48号

改訂 平29訓令第2号

改訂 平29訓令第12号

独立行政法人酒類総合研究所職員給与規程を次のように定める。

平成18年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 平松 順一

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 給与の支払いに関して必要な事項は、独立行政法人酒類総合研究所給与の支払等に関する細則（以下「給与支払細則」という。）に定める。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人酒類総合研究所職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程（以下「勤務時間等規程」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 研究職員俸給表（別表第1）
- 二 事務職員俸給表（別表第2）
- 三 技能職員俸給表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分は、次のとおりとする。

- 一 研究職員
 - イ 部門長、技術移転推進支援官 4級～6級
 - ロ 副部門長 4級～5級
 - ハ 主任研究員 3級～4級
 - ニ 研究員 2級
 - ホ 研究補助員 1級～2級
- 二 事務職員

- イ 総務課長 6級～10級
 - ロ 課長補佐 4級～6級
 - ハ 係長 4級～5級
 - ニ 主任 2級～3級
 - ホ 係員 1級～2級
- 三 技能職員
- イ 運転手 1級～5級
 - ロ 汽かん士 1級～5級

第6条 職員の職務の級は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、独立行政法人酒類総合研究所初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「初任給等細則」という。）に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに俸給表の適用を受ける職員となる者の初任給の号俸は、初任給等細則で定める基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等細則の定めるところにより決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 4 職員の昇給は、初任給等細則で定める日に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が懲戒処分を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給等細則で定める基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 6 55歳（初任給等細則に定める職員にあっては、56歳以上の年齢で初任給等細則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「0号俸」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等細則で定める。

10 独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則第10条の4の定年退職者の再雇用の規定（以下「再雇用規定」という。）に基づいて採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸給月額、その者に適用される俸給表の再雇用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条 再雇用規定で規定する短時間勤務の職務を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、勤務時間等規程第3条第1項の規定により定められた勤務時間を同規程第2条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が日曜日又は勤務時間等規程第10条第2項第1号に規定する休日に当たるときは17日（その日が勤務時間等規程第2項第1号に規定する休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは15日）に、その月の月額の全額を支給する。ただし、給与支払細則に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（職責手当）

第10条 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ、独立行政法人酒類総合研究所手当等に関する細則（以下「手当等細則」という。）で定める職名にある職員に対し、支給する。

2 前項に規定する職責手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

3 前項に規定する職責手当の額は、第1項に規定する職名を占める職員の属する職務の

級における最高の号俸の俸給月額 100 分の 25 を超えてはならない。

(研究員手当)

第10条の2 研究員手当は、研究業務の特殊性に照らし、手当等細則で定める職名にある職員に対し、支給する。

2 前項に規定する研究員手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9级以上であるもの（以下「研究6級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（研究6級職員等に扶養

親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある研究6級職員等が研究6級職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある研究5級職員等が研究5級職員等及び研究6級職員等以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で研究6級職員等以外のものが研究6級職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で研究5級職員等及び研究6級職員等以外のものが研究5級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 広島事務所（東広島市） 100分の3

二 東京事務所（東京都北区） 100分の20

2 職員が前項第2号の勤務地から同項第1号の勤務地に異動した場合には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動などの後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合において、当該異動につき手当等細則で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務地の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として手当等細則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務

地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として手当等細則で定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第13条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他手当等細則で定める職員を除く。）

二 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他手当等細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定めるもの

2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で手当等細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を越えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じ

て得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して手当等細則で定める職員にあっては、その額から、その額に手当等細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して手当等細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（一か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で手当等細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして手当等細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が手当等細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ）を負担することを常例とするものその他権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（手当等細則で定める通勤手当にあつては、手当等細則で定める期間）に係る最初の月の手当等細則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の手当等細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して手当等細則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当等細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（単身赴任手当）

第16条 勤務地の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に勤務することが、通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（手当等細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が手当等細則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて手当等細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地

に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(特殊勤務手当)

第17条 削除

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第10条第2項第1号に規定する国民の祝日に関する法律による休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第10条第2項第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 病気休暇（業務上及び通勤による負傷若しくは疾病にかかった場合、生理日の就業が著しく困難な場合、指導区分Bの決定又は変更を受け、事後措置を受けた場合（以下「生理休暇等」という。）における病気休暇を除く。）又は独立行政法人酒類総合研究所健康管理規程第20条第2項に定める就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日のつき、俸給

の半額を減ずる。

三 前2号の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

3 前項に規定するもののほか、同項の俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、給与支払細則で定める。

(超過勤務手当)

第19条 勤務時間等規程第8条に定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日における勤務のうち、業務上の旅行に係るものを除く。ただし、理事長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては含む。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する手当等細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する手当等細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして手当等細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（端数計算）

第21条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算定）

第22条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第23条 第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として手当等細則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年

始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して手当等細則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（期末手当）

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当して失職し、又は死亡した職員（第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの並びに事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、手当等細則で定める職員を除く。第27条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6か月 100分の100
 - 二 5か月以上6か月未満 100分の80
 - 三 3か月以上5か月未満 100分の60

四 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 職務内容の複雑、困難及び責任の度等に応じて手当等細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して手当等細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額（手当等細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人等に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定めら

- れているものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、不服申立てに規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合
- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（勤勉手当）

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日

の属する月の手当等細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡した職員（手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が手当等細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）を乗じて得た額の総額を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する手当等細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第28条 第19条及び第20条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第11条、第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（職責手当、研究員手当等の支給方法）

第29条 職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（休職者の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法

(昭和26条法律第191号) 第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要する場合に、本人の意に反して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務等に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与に関する細則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1か月以内で退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡したときは、同項の規定により手当等細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、手当等細則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。

(組合専従休職者の給与)

第31条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、給与を支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第32条 組合休暇を許可された職員に対して、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇中の者の給与)

第33条 介護休暇を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(育児休業等期間中の給与)

第34条 独立行政法人酒類総合研究所職員の育児休業等に関する規程に基づき育児休業をする職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

2 勤務時間等規程第27条に規定する育児時間を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 育児休業又は自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前5項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第35条 国際協力等の目的で国際機関等に派遣される職員の給与の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定

める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 前項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

5 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、初任給等細則で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改訂前の給与規程及びこれに基づく初任給等細則に従ってさだめられたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(初任級等細則で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 11 附則第8項から前項（以下「俸給の切替えに伴う経過措置」という。）の規定による俸給を支給される職員に関する第10条第2項、第24条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）については第10条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」と、第24条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における適用に関する特例）

- 12 平成22年3月31日までの間における第6条第5項及び第6項、第13条第1項第2号の規定の適用については、第6条第5項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第6条第6項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」、「2号俸」とあるのは「1号俸」と、第13条第1項第2号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で手当等細則で定める割合」とする。

（初任給等細則等への委任）

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、初任給等細則及び手当等細則で定める。

附 則（平成18年6月23日一部改訂）

（施行期日）

第4条、第5条第2項、第10条、第10条の2、第13条及び第29条の改訂規定は、平成18年7月10日から施行する。

附 則（平成19年3月31日一部改訂）

（施行期日）

- 1 第4条、第10条、第11条第3項、13条の2、第22条、第24条第4項、第24条第5項、第27条第2項、第27条第3項、第29条、第30条第2項、第30条第3項、第30条第4項、第30条第5項の改訂規定は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成20年3月31日までの間においては、第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその勤務地を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則（平成19年6月29日一部改訂）

(施行期日)

第10条の2の改訂規定は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月8日一部改訂)

(施行期日)

第6条第2項、第6条第3項、第6条第5項、第6条第10項、第8条、第15条第2項第2号、第19条第1項、第24条第4項、第27条第3項、第34条第5項の改訂規定は、平成19年12月8日から施行する。

第11条第3項、第27条第2項第1号の改訂規定は、平成19年12月8日から施行し、第11条第3項の改訂規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第27条第2項第1号、第34条第5項の改訂規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第19条の改訂規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日追加)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項の適用については、第24条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120、」とあるのは、「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは、「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第27条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(施行期日)

- 2 この附則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第14条第1項、第14条第2項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、

別表第2、別表第3の改訂規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日一部改訂）

（施行期日）

第18条第1項、第19条第3項、第19条第4項、第19条第5項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項の改訂規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日一部改訂）

（施行期日）

第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成23年1月19日から施行し、平成22年12月1日より施行する。

附 則（平成22年12月1日追加）

（55歳を超える職員の給与抑制措置）

1 平成30年3月31日までの間、職員（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く）のうち、その職務の級が研究職5級以上もしくは事務職6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。）に対する俸給月額を支給に当たっては、職員が55歳に達した日後の最初の4月1日（当該職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に当該職員となった場合にあっては、当該職員となった日）以後、俸給月額から俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が職務の級の最低号俸の俸給月額に達しない場合は、俸給月額から最低号俸の俸給月額を減じた額）に相当する額を減ずる。地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当、及び休職者の給与についても俸給月額の取扱いを踏まえ、その支給に当たっては、それぞれ定める額に相当する額を減じる。また、この措置の対象となる職員の勤務1時間当たりの給与額等についても、この措置を踏まえた額とする。

（俸給の切替に伴う経過措置額の改訂）

2 切替日（平成18年4月1日）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施日において当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成22年4月1日から同年12月1日までの期間の全期間が職員として在職した期間で

ある者（年の途中で国税局等より転入してきた者を除く。）で引き下げが行われる俸給月額又は第1項、第2項の適用を受ける職員（以下、「調整対象職員」という。）の平成22年12月に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額を減額し支給するものとする。

- 一 平成22年4月1日において調整対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、停職期間、調整対象職員以外の職員であった期間、欠勤のため給与を減額された期間がある職員にあつては、当該月数からその期間を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（施行期日）

- 4 この附則は平成23年1月19日から施行し平成22年12月1日より適用する。

附 則（平成23年12月1日一部改訂）

（施行期日）

第17条の削除、及び第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、の改訂規定は平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日一部改訂）

（施行期日）

第34条第2項、附 則（平成22年12月1日追加）、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日一部改訂）

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 1 平成24年6月に附則別表第4の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を減額し、支給するものとする。
 - 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に減額改定対象職員となった職員は減額改定対象職員となった日）における俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の合計月額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

に11か月の月数（平成23年4月1日から平成24年2月29日の期間において、減額改定対象職員以外であった期間がある職員にあっては、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（給与削減措置のついての臨時特例）

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員が受けるべき給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を減額し、支給するものとする。

一 俸給の月額 当該職員の俸給の月額に当該職員に適応される附則別表第5の上欄に掲げる俸給表及び同表中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

二 研究員手当の月額 当該職員の研究員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

三 職責手当の月額 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 地域手当の月額 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

五 広域異動手当の月額 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（特例期間における勤務一時間当たりの給与額）

3 特例期間においては第18条から第20条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額（この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に相当する額を減じた額とする。

（附則（平成22年12月1日追加）第1項の適用を受ける職員の削減措置）

4 特例期間においては、附則（平成22年12月1日追加）第1項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から第3項の規定の適用については、俸給の月額、地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当から附則（平成22年12月1日追加）第1項に定める額に相当する額を減じた額に第1項から第3項の規定を適用する。

(施行期日)

5 この附則は平成24年3月1日より施行する。

附 則 (平成24年3月28日一部改訂)

(施行期日)

第18条第2項の改訂規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日一部改訂)

(施行期日)

第6条第6項、第6条第10項、第7条の改訂規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日一部改訂)

(施行期日)

附則第8項、附則(平成22年12月1日追加)第2項の改訂規定は、平成26年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年11月27日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 第15条第2項第2号、第27条第2項、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年11月28日から施行する。
- 2 第15条第2項第2号、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年4月1日から適用する。
(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置)
- 3 平成27年3月31日までの間における職員の昇給の号俸数に関する第6条第5項の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則 (平成27年3月31日一部改訂)

(施行期日)

- 1 第1条、第6条、第7条、第13条、第13条の2、第15条、第16条、第19条、第23条、第24条、第27条、第28条、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(研究職俸給表もしくは事務職

俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が研究職5級以上若しくは事務職6級以上である者（その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 3 切替日以降に新たに、国家公務員その他これに準ずる者であつた者から人事交流により引き続き俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

（地域手当に関する特例）

- 4 第13条第1項第1号中「100分の3」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の1」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は「100分の2」とする。

- 5 第13条第1項第2号中「100分の20」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の18」とする。

（広域異動手当に関する特例）

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 7 切替日前に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成27年7月8日一部改訂）

（施行期日）

第5条第2項の改訂規定は、平成27年7月10日から施行する。

附 則（平成28年2月9日一部改訂）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月9日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定及び附則第3項、附則第4項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当に関する特例)

- 3 第13条の規定の適用を受けている職員に対する地域当の支給に関する同条の規定の適用については、附則(平成27年3月31日一部改訂)第4項中「100分の1」とあるのは「100分の2」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、同附則第5項中「100分の18」とあるのは「100分の18.5」とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とあるのは「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」と、同項第2号中「100分の37.5(特定幹部職員にあっては、100分の47.5)」とあるのは「100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」とする。

附 則(平成28年6月30日一部改訂)

第5条第2項第1号イの改訂規定は、平成28年7月10日から施行する。

附 則(平成28年12月1日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月10日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規程は平成29年3月10日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第27条第2項の改正規定並びに附則第2条及び第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の規程(以下「改正後規程」という。)第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「研究5級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以

下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(研究6級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者が不在のものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並

びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「研究5級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「研究5級職員等」とあるのは「研究5级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「研究5級職員等が研究5級職員等及び研究6級職員等」とあるのは「研究5級職員等が研究5级以上職員等」と、同項第6号中「研究5級職員等及び研究6級職員等」とあるのは「研究5级以上職員等」と、「が研究5級職員等」とあるのは「が研究5级以上職員等」とする。

（55歳を超える職員に係る勤勉手当の支給総額の限度の減額）

第3条 附則（平成22年12月1日追加）第1項の規定が適用される間、改正後規程第27条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で同附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成29年12月14日一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月14日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改正規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第27条第2項第1号中100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とする。
- 4 第27条第2項第2号中100分の42.5（特定幹部職員にあつては100分の52.5）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）とする。

(別表第1)

独立行政法人 酒類総合研究所 研究職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200	522,900
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700	
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200	
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700	
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200	
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500	
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900	
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300	
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800	
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200	
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700	
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100	
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600	
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900	
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100	
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300	
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500	
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200	
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700	
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300	
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800	
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500	
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900	
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300	
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800	
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900	
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100	
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300	
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500	
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400	
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400	
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400	
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400	
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500	
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400	
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100	
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800	
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600	
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400	
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200	
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000	

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700	
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500	
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300	
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100	
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800	
	74	262,100	318,200	388,200			
	75	263,500	319,300	388,800			
	76	264,600	320,400	389,500			
	77	265,700	321,500	390,200			
	78	266,900	322,500	390,800			
	79	268,200	323,400	391,400			
	80	269,300	324,300	392,000			
	81	270,600	325,400	392,600			
	82	271,900	326,200	393,200			
	83	273,200	326,900	393,800			
	84	274,400	327,700	394,400			
	85	275,500	328,200	394,900			
	86	276,600	328,700	395,400			
	87	277,900	329,200	395,900			
	88	279,100	329,700	396,600			
	89	280,000	330,000	397,000			
	90	281,200	330,500				
	91	282,200	331,000				
	92	283,400	331,500				
再雇用職員以外の職員	93	284,300	331,800				
	94	285,300	332,200				
	95	286,300	332,700				
	96	287,300	333,200				
	97	287,700	333,700				
	98	288,600	334,200				
	99	289,300	334,700				
	100	290,200	335,200				
	101	291,100	335,700				
	102	291,800	336,200				
	103	292,500	336,700				
	104	293,200	337,200				
	105	293,900	337,700				
	106	294,400	338,100				
	107	294,900	338,600				
	108	295,400	339,000				
	109	295,600	339,500				
	110	296,000	339,900				
	111	296,300	340,400				
	112	296,600	340,800				
	113	296,900	341,300				
	114	297,200	341,700				
	115	297,500	342,200				
	116	297,800	342,600				
	117	298,100	343,100				
	118	298,500	343,500				
	119	298,800	343,900				
	120	299,200	344,300				
再雇用職員	121	299,500	344,700				
		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000	522,700

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

(別表第2)

独立行政法人 酒類総合研究所 事務職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇 用職 員以 外の 職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	527,700	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	528,300	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	528,900	
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	529,500	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,600	530,100	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	469,000	530,700	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,500	469,500	531,300	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	470,000	531,900	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	470,600	532,500	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	471,200	533,100	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	471,800	533,700	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	472,400	534,300	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	473,000	534,900	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	473,600	535,500	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	474,200	536,100	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	474,800	536,700	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	475,400	537,300	
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	476,000	537,900	
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	476,600	538,500	
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	477,200	539,100	
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,800	477,800	539,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,100	478,400	540,300	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,400	479,000	540,900	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,700	479,600	541,500	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	446,000	480,200	542,100	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	446,300	480,800	542,700	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	446,600	481,400	543,300	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再雇用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所の総務課又は研究企画知財部門に所属する職員のうち、別表第1(研究職員俸給表)及び別表第3(技能職員俸給表)の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

(別表第3)

独立行政法人 酒類総合研究所 技能職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再雇 用職 員以 外の 職員	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
	59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
	60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
	61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
	62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
	63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
	64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
	65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
	67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
	68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
	70	210,800	252,600	282,100	310,900	
	71	211,100	253,000	282,900	311,400	
	72	211,700	253,400	283,600	311,900	
	73	211,900	253,600	284,400	312,200	
	74	212,500	254,000	285,100	312,700	
	75	213,000	254,500	285,900	313,200	
	76	213,800	255,000	286,700	313,600	
	77	214,000	255,400	287,300	313,800	
	78	214,700	255,800	287,800	314,100	
	79	215,200	256,300	288,300	314,400	
	80	215,800	256,800	288,700	314,700	
	81	216,500	257,100	289,100	315,000	
	82	217,000	257,400	289,500	315,300	
	83	217,600	257,700	290,000	315,600	
	84	218,300	258,000	290,500	315,900	
	85	218,900	258,200	290,900	316,100	
	86	219,400	258,400	291,500	316,500	
	87	219,900	258,700	292,100	316,800	
	88	220,600	259,000	292,700	317,000	
	89	221,100	259,200	293,000	317,200	
	90	221,700	259,400	293,500	317,500	
	91	222,300	259,800	294,000	317,800	
	92	222,800	260,000	294,400	318,100	
	93	223,200	260,300	294,800	318,300	
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
再雇用職員以外の職員	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
	105	229,200	263,600	299,700		
	106	229,700	263,800	300,100		
	107	230,000	264,100	300,500		
	108	230,400	264,300	300,900		
	109	230,600	264,600	301,200		
	110	231,000	264,900	301,600		
	111	231,500	265,200	302,000		
	112	232,000	265,400	302,300		
	113	232,200	265,600	302,500		
	114	232,700	265,900	302,800		
	115	233,200	266,100	303,100		
	116	233,700	266,300	303,300		
	117	234,000	266,600	303,500		
	118	234,400	266,900	303,800		
	119	234,800	267,200	304,100		
	120	235,200	267,500	304,300		
	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再雇用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、機器の運転操作、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

俸給表	旧 級	新 級
研究職員俸給表	5 級	5 級
		6 級
事務職員俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技能職員俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 旧 級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上 6月未満			1	1
	6月以上 9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	2
	6月以上 9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上 6月未満	18	18	14	6
	6月以上 9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上 6月未満	22	22	18	10
	6月以上 9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上 6月未満	26	26	22	14
	6月以上 9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上 6月未満	30	30	26	18
	6月以上 9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上 6月未満	34	34	30	22
	6月以上 9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上 6月未滿	38	38	34	26
	6月以上 9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上 6月未滿	42	42	38	30
	6月以上 9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上 6月未滿	46	46	42	34
	6月以上 9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上 6月未滿	50	50	46	38
	6月以上 9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上 6月未滿	54	54	50	42
	6月以上 9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上 6月未滿	58	58	54	46
	6月以上 9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上 6月未滿	62	62	58	50
	6月以上 9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上 6月未滿	66	66	62	54
	6月以上 9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上 6月未滿	70	70	66	58
	6月以上 9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上 6月未滿	74	74	70	62
	6月以上 9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上 6月未滿	78	78	74	66
	6月以上 9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上 6月未滿	82	82	78	70
	6月以上 9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
	3月未滿	85	85	81	73

23	3月以上 6月未滿	86	86	82	73
	6月以上 9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上 6月未滿	90	90	86	
	6月以上 9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	95	95	88	
25	12月以上	93	93	89	
	3月未滿	93	93	89	
	3月以上 6月未滿	94	94	89	
	6月以上 9月未滿	95	95	89	
26	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
	3月未滿	97	97		
	3月以上 6月未滿	98	98		
27	6月以上 9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
	3月未滿	101	101		
28	3月以上 6月未滿	102	102		
	6月以上 9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未滿	105	105		
	3月以上 6月未滿	106	106		
	6月以上 9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
30	12月以上	109	109		
	3月未滿	109	109		
	3月以上 6月未滿	110	110		
	6月以上 9月未滿	111	111		
31	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
	3月未滿	113			
	3月以上 6月未滿	114			
32	6月以上 9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
	3月未滿	117			
32	3月以上 6月未滿	118			
	6月以上 9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上 6月未滿	121			
	6月以上 9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
32	12月以上	121			

ロ 事務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				

25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上 6月未滿			102	75	106					
	6月以上 9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上 6月未滿			106	78						
	6月以上 9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上 6月未滿			110	82						
	6月以上 9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上 6月未滿			114							
	6月以上 9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上 6月未滿			118							
	6月以上 9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上 6月未滿			122							
	6月以上 9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上 6月未滿			125							
	6月以上 9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ハ 技能職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満		23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12	8
	12月以上		25	25	21	33	13	9
8	3月未満		25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満		26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満		27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満		28	28	24	36	16	12
	12月以上		29	29	25	37	17	13
9	3月未満		29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満		30	30	26	38	18	14
	6月以上 9月未満		31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20	16
	12月以上		33	33	29	41	21	17
10	3月未満		33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満		34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満		35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24	20
	12月以上		37	37	33	45	25	21
11	3月未満		37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満		38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満		39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28	24
	12月以上		41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	95	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上 9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上 6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上 9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上 6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上 9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上 6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上 9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上 6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上 9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上 6月未滿	121	122				
	6月以上 9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上 6月未滿		126				
	6月以上 9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の
職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸
の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	1
	6月以上 9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上 6月未滿	26	1
	6月以上 9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上 6月未滿	30	1
	6月以上 9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上 6月未滿	34	1
	6月以上 9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上 6月未滿	38	1
	6月以上 9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上 6月未滿	42	1
	6月以上 9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上 6月未滿	46	1
	6月以上 9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上 6月未滿	50	1
	6月以上 9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上 6月未滿	54	2
	6月以上 9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上 6月未滿	58	6
	6月以上 9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上 6月未滿	62	9
	6月以上 9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未滿	65	11
	3月以上 6月未滿	66	11
	6月以上 9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

ロ 旧級が事務職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	2
	6月以上 9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上 6月未滿	26	6
	6月以上 9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上 6月未滿	30	10
	6月以上 9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上 6月未滿	34	13
	6月以上 9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4

第2号任期付研究職員俸給表	第1号任期付研究職員俸給表	研究職員俸給表					技能職員俸給表					事務職員俸給表					俸給表			
		5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級
1号俸から3号俸まで	1号俸から3号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から52号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から108号俸まで	1号俸から32号俸まで	1号俸から48号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から121号俸まで	1号俸から4号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から28号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から44号俸まで	1号俸から60号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から93号俸まで	号俸

